

岐阜県公報

第二千四百六十一号

平成二十五年七月十二日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 四七〇

行政区域の境界にかかる道路の管理に関する協定

(道路維持課) 四七一

建築基準法に規定する数値等の変更

(建築指導課) 四七一

岐阜県建築基準条例第二十九条の規定による日影による中

高層の建築物の高さの制限に係る対象区域のうち住宅以外

の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として対象区

域から除く区域の指定に関する告示の一部改正

(同) 四七一

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 四七二

政治団体の異動事項の公表

(同) 四七三

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四七三

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四七四

公安委員会告示

交通安全活動推進センターの変更

(交通企画課) 四七四

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四七四

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四七五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四七五

公共測量の実施

(用地課) 四七六

平成二十五年岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許試験(司書、栄養士、臨床検査技師及び診療放射線技師)及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(人事委員会) 四七六

平成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(同) 四七九

告 示

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町御嵩字板良洞二八二九、二八三一、二八三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町津橋字東森下四三三の一、四三三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町御嵩字北山二八九四の一九から二八九四の二二まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により岐阜県と滋賀県との行政区域の境界に係る道路の管理について、滋賀県と次のとおり協定を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 この協定の対象となる道路は、次のとおりとする。

路線名	区間	備考
一般国道 三百三十三号	岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内川上字猪平六〇三番五地先から 滋賀県長浜市木之本町金居原字ラゲツラ四九八番地先まで	八草トンネル及びその付帯管理 延長 三〇三・〇メートル (岐阜県一、五八四・〇メートル) (滋賀県一、四四一・〇メートル)

二 一に掲げる区間は、岐阜県をもって道路管理者とする。

三 一に掲げる区間で滋賀県の区域内において岐阜県が滋賀県に代わって行う道路管理の権限は、道路法第二十七条第三項の規定に基づき道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるものを除くその他の権限とする。

四 道路法第五十四条第一項の規定による管理費用の分担は、トンネルの延長比により、三千二十五分の千五百八十四を岐阜県が、三千二十五分の千四百四十一を滋賀県が負担する。

五 四の管理費用は、一に掲げる区間の管理費用で、次に掲げる費目とする。

- (一) 改築及び補修等の工事費
- (二) 災害復旧工事費
- (三) その他維持管理費

六 四及び五の規定にかかわらず、滋賀県の区域内における非常通信設備（トンネル電話）の西日本電信電話株式会社に対する施設設置負担金及び回線使用料は、滋賀県が負担する。

七 岐阜県及び滋賀県は、二の規定に関わらず、一の道路管理について相互に連絡及び協力を行うものとする。

八 本協定の効力は、平成二十五年六月二十八日から発効するものとする。

九 岐阜県と滋賀県が平成十三年三月二十九日付けで締結した境界地の道路の管理に関する協定は、本協定の締結をもって廃止する。

岐阜県告示第三百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三(ロ)欄五の項に規定する数値等を次のように変更するので告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

可児市の可児都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び中濃建築事務所並びに可児市建設部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十五年八月一日

岐阜県告示第三百六十二号

岐阜県建築基準条例第二十九条の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域のうち住宅以外の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として対象区域から除く区域の指定に関する告示（平成十五年岐阜県告示第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

「一中」「長良子生賀」を「長良子正賀」に改め、「正木」の「ト」を「正木中」に改め、
「南嶺」を「南嶺」に改め、

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおり告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党一之宮支部	谷村悦郎	水口 誠	高山市一之宮町5261 1	

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
民主党岐阜県参議院選挙区第2総支部	吉田里江	棚橋 功史	岐阜市美江寺町2 3		参議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
寺町茂（しげる）後援会	寺町 茂	寺町 豊	本巣市屋井936 1

松田芳明 (よしあき) 後援会	松田芳和	松田芳明	海津市平田町野寺1345
-----------------	------	------	--------------

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
吉田りえ後援会	吉田里江	榎橋功史	岐阜市神田町6 3	参議院議員

岐阜県選挙権者数調査委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十五年七月十一日

岐阜県選挙権者数調査委員会
委員長 大 松 稔 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜 町支部	代表者	和田雅彦	松浦修彦
	会計責任者	小寺忠	和田雅彦
自由民主党岐阜 支部	主たる事務所の所在地	加茂郡坂祝町酒倉82 9 1	加茂郡坂祝町酒倉18 4 10
	会計責任者	田中敏弘	高木教雄
エネルギーフォー ラム岐阜	代表者	石原宏基	榎間元宏
	会計責任者	石原宏基	榎間元宏

岐阜県電力総連 政治活動委員	代表者	石原宏基	榎間元宏
中部電力労働組 合政治連岐阜 総支部	代表者	石原宏基	榎間元宏
名古屋税理士政 治連盟大垣支 部	代表者	朝比奈 銳 一	西川 峰 明
名古屋税理士政 治連盟中津川 支部	代表者	砂 場 広 平	小 栗 健 次
西川弘後援会	主たる事務所の 所在地	恵那市大井町552 2 0	恵那市長島町中野47 7
ニューアークシ ョ	代表者	石原宏基	榎間元宏
	会計責任者	石原宏基	榎間元宏

岐阜県選挙権者数調査委員会告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会社・個人等の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場その場の表示	当該政党の支部を政党の名称とする	以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党一之宮支部	岩野 照和	谷村 悦郎	高山市一之宮町5261 1	平成 ²⁵ 年5月31日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
吉田 里江	参議院議員	吉田りえ後援会	岐阜市津田町6 3	吉田 里江

条第一項の規定により、岐阜県交通安全活動推進センターから変更の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県公安委員会
委員長 石井 成一

一 変更の内容
名称 (変更前) 財団法人岐阜県交通安全協会
(変更後) 一般財団法人岐阜県交通安全協会
二 変更年月日
平成二十五年四月一日

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

公 示

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りびんぐ
- 三 代表者の氏名 山下 ちはる
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市総和町三丁目四九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、年齢・障がいの有無に関わらず、不特定多数の市民が住み慣れた地域で、その人らしく生き生きとした生活を安心して続ける事ができるよう、介護保険制度・支援費制度に挙げられていない狭間の部分をも支援できる事業を市民と共に作り、このような場が各地域に増えていくことに協力する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年七月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日

平成二十五年六月二十八日

- 二 届出者の氏名又は名称

ケイエル・リース&エステート株式会社

株式会社スギヤマ薬品

株式会社タクテイ

- 三 建物の名称及び所在地

（仮称）多治見商業施設

多治見市小田町六丁目一番四 外

- 四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年三月一日

- 五 店舗面積

三、八七一平方メートル

- 六 駐車場の収容台数

一六四台

- 七 荷さばき施設の面積

九八平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年七月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地

ゲンキー岐阜西鶉店

岐阜市西鶉一丁目四六番 外

- 二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年七月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー下呂金山店

下呂市金山町金山字上市場田一八八七番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正・航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十五年七月四日から

同 二十六年三月五日まで

四 作業地域

大垣市（大垣地域及び墨俣地域）

平成二十五年岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書、栄養士、臨床検査技師及び診療放射線技師）及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十五年岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書、栄養士、臨床検査技師及び診療放射線技師）及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員、司書、栄養士、臨床検査技師及び診療放射線技師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員並びに岐阜県少年補導職員並びに市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名		試験区分	採用予定人員
短大・高校卒程度試験	事務	十人	程度
	警察事務	五人	程度
	農業	若若	干干
	林業	若若	干干
土木	若若	干干	人

		短大・高校卒 程度試験					試験名												
司書	電気	農業土木	土木	林業	農業	警察事務	事務	試験区分											
平成二十五年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満の者で、司書若しくは司書補の資格を有するもの又は平成二十六年三月までに取得する見込みのもの		平成二十五年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者					受験資格												
平成二十五年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満の者で、栄養士の資格を有するもの							試験資格		資格免許職試験	栄養士	司書	電気	農業土木	若	若	若	若	若	若
							試験資格		少年補導職員採用試験	診療放射線技師	臨床検査技師	若	若	若	若	若	若	若	若
							試験資格		市町村立小中学校事務職員採用試験	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若

<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験における「電気」及び資格免許職試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記</p>		<p>市町村立小中学校事務職員採用試験</p> <p>平成二十五年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者</p>	<p>少年補導職員採用試験</p> <p>平成二十五年四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は平成二十六年三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に基づく教員免許状を取得するための単位を修得した者又は平成二十六年三月までに修得する見込みの者</p>	<p>資格免許職試験</p> <p>栄養士</p> <p>臨床検査技師</p> <p>診療放射線技師</p> <p>平成二十五年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満の者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成二十六年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>平成二十五年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満の者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成二十六年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p>	<p>るもの又は平成二十六年三月までに取得する見込みのもの</p>
--	--	---	---	---	-----------------------------------

載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十五年九月二十九日(日) 午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許試験及び少年補導職員採用試験は、岐阜市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許試験及び少年補導職員については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分をわたって行います。

(2) 専門試験

短大・高校卒程度の農業、林業、土木、農業土木及び電気については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職の司書及び栄養士については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
農業	農業	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等
林業	林業	森林経営、森林科学、測量、林産加工等

短大・高校卒程度試験

土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
農 業 土 木	農業土木設計、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(環境科学基礎、農業情報処理等)等
電 気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子情報技術、電子計測制御等
司 書	生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等
栄 養 士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営等

(3) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十五年十月十日(木)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十五年十一月月上旬から十一月中旬(予定)に岐阜市において行います。なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十五年十二月上旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、資格免許試験及び少年補導職員採用試験にあつては原則として平成二十六年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあつては原則として平成二十六年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。「という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十五年度の新規採用者の給料月額、短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員にあつては十四万四千五百円、資格免許職「司書」及び少年補導職員にあつては十五万八千七百円、資格免許職「栄養士」にあつては十六万三千二百円、資格免許職「臨床検査技師」及び「診療放射線技師」にあつては十七万四千六百円、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興

局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「資格免許職請求」、「補導職員請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「資格免許職受験」、「補導職員受験」又は「小中事務受験」と朱書きし、〒五〇〇八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年八月二日(金)から八月二十日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八二七二一八七九六)へ問い合わせてください。

平成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平

成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	事務	若干人
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験		若干人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通動でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十五年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者も含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験	<p>自力により通動でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十五年四月一日における年齢が十七歳以上二十七歳未満の者</p>

対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験

- 二 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者も含む。）
- 四 活字印刷文による出題に対応できる者
- 五 口頭による面接試験に対応できる者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者（市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十五年九月二十九日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十五年十月十日（木）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十五年十一月上旬から十一月中旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の健康診断書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十五年十二月上旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、岐阜県職員採用試験にあっては原則として平成二十六年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあっては原則として平成二十六年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十五年度の新規採用者の給料月額は、十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務受験」と朱書きし、〒五〇〇八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年八月二日(金)から八月二十日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八

二七二八七九六へ問い合わせてください。

平成二十五年七月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社